

包括連携協定

木津川市（以下「甲」という。）と学校法人大和学園（以下「乙」という。）は、「食」を通じた地域活性化、観光振興、文化振興及び人材育成等に関し、連携・協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互に綿密な連携・協力のもと、互いの人的・物的資源を最大限に活用して、木津川市における観光、文化、健康、及び食分野における人材の育成を図ることに加え、学生の柔軟な発想により「食」を通じた地域活性化、観光振興、文化振興を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地産地消の推進及び地域農産物を活用した商品開発
- (2) 食文化を活かした観光資源の創出及び情報発信
- (3) 茶文化・伝統行催事等の継承及び教育プログラムの実施
- (4) 食品ロス削減、健康食育、高齢者支援、健康づくり等の社会課題への対応
- (5) その他、目的達成に必要と認められる事項

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業や研究機関と連携・協力すること、乙が甲以外の地方公共団体と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（ライセンス）

第4条 甲又は乙が相手方へ提供する資料その他甲又は乙がこの協定に関して自ら創作した著作物に係る著作権及び甲又は乙が従前から有していた著作権は、この協定により相手方へ移転しないものとする。

2 甲又は乙から相手方に対していかなる明示的又は黙示的なライセンスもこの協定により付与されないものとする。

（役割分担）

第5条 甲と乙は、次のとおり役割を分担する。

- (1) 甲は、地域資源の提供、広報活動、行政支援を行う。
- (2) 乙は、教育プログラムの開発、学生の参加、専門的知識の提供を行う。
- (3) 甲と乙は、地域事業者・団体と協働し、事業の円滑な実施を図る。

（成果の発表）

第6条 甲及び乙は、事前に相手側の承諾を得た上で、この協定に基づく連携・協力の成果を公表することができる。

（法令順守）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に当たっては関連する法令を遵守するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2ヶ月前までに甲乙いずれからも更新しない旨の申し出がない時は、さらに1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

（協議等）

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙の両方で協議を行い定めるものとする。

令和8年4月22日

甲 京都府木津川市木津南垣外110-9

京都府木津川市
市長

谷口 雄一

乙 京都府京都市中京区河原町二条下丸屋町396番地の3

学校法人 大和学園
理事長

田中 幹人